一般財団法人こうち文化福祉振興財団定款

第１章 総 則

（名称）

第１条 当法人は、一般財団法人こうち文化福祉振興財団と称する。

（事務所）

第２条 当法人は、主たる事務所を高知県高知市本町４丁目１番４８号　２階に置く。

２ 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第３条 当法人は、高知県における県民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造と県民福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 高知の舞台芸術の振興及び支援活動
2. 高知の文化、福祉の振興及び支援活動
3. 高知の歴史研究及び普及の支援活動
4. 不動産の所有、賃貸借及び管理等に係る業務
5. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第４条 当法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第２章 資産及び会計

（財産の拠出及びその価額）

第５条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

1. 設立者　山本　速男

（現金）3,000万円

1. 設立者　株式会社アイ・エム・シーホールディングス

（現金） 300万円

（基本財産）

第６条 前条第１号及び第２号の財産は、第３条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

（事業年度）

第７条 当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第８条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２ 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第１０条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第３章 評議員及び評議員会

第１節 評議員

（評議員）

第１１条 当法人に、評議員３名以上６名以内を置く。

（選任及び解任）

第１２条 評議員の選任及び解任は設立者が行い、設立者が逝去したときは、あらかじめ設立者が指名した者がその権限を承継する。

２ 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第１３条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２ 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

３　評議員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された評議員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第１４条 評議員に対して、１日当たり２万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給することができる。

２ 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第２節 評議員会

（権限）

第１５条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

（開催）

第１６条 定時評議員会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（招集権者）

第１７条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２ 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

（招集の通知）

第１８条 理事長は、評議員会の開催日の５日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

２ 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第１９条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第２０条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 一般法人法第１８９条第２項の決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（決議の省略）

第２１条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２２条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２３条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２ 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章 役員及び理事会

第１節 役 員

（役員）

第２４条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 ３名以上６名以内
2. 監事 ２名以内

２ 理事のうち１名を代表理事とする。

３ この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその三親等内の親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の現在総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４ この法人の監事には、この法人の理事（三親等内の親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（三親等内の親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に三親等内の親族その他特殊の関係があってはならない。

（役員の選任等）

第２５条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２ 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

３ 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２６条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

２ 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第２７条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２８条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

２ 監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

３ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４ 理事若しくは監事が欠けた場合又は第２４条第１項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２９条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第３０条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

（取引の制限）

第３１条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにする当法人との取引

（3）当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２ 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事

実を理事会に報告しなければならない。

第２節 理事会

（権限）

第３２条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）代表理事の選定及び解職

（招集）

第３３条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

２ 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

３ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第３４条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第３５条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、一般法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第３６条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第１９７条において準用する同法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第３７条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２ 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第３８条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第５章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第３９条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。ただし、第３条に規定する目的並びに第１２条に規定する評議員の選任及び解任方法については変更出来ない。

　　　２　前項ただし書の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の４分の３以上に当たる多数をもって第３条に規定する目的並びに第１２条に規定する評議員の選任及び解任方法について変更することができる。

（解散）

第４０条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第４１条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第６章 附 則

（設立時の評議員）

第４２条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員

住所　高知県高知市五台山５７０番地２

山本加代

住所　愛知県名古屋市千種区汁谷町１５３番地メゾン千種１０２号

川名彩可

住所　高知県高知市五台山５７０番地２

山本哲史

（設立時の役員）

第４３条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事

住所　高知県高知市みづき２丁目９０７番地

野中秀偉

住所　高知県高知市万々４３－４

小笠原泰英

住所　高知県高知市青柳町５０番地４

平岡勉

設立時代表理事

住所　高知県高知市みづき２丁目９０７番地

野中秀偉

設立時監事

住所　高知県高知市宝町２３番６号

西野友寿

（最初の事業年度）

第４４条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和３年３月３１日までとする。

（設立者の氏名及び住所）

第４５条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所　高知市五台山５７０番地２

設立者　　山本速男

住 所　高知市竹島町１３番地１

設立者　　株式会社アイ・エム・シーホールディングス

　　　　　代表取締役　西野友寿

（法令の準拠）

第４６条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和　　年　　月　　日

上記は原本の写しに相違ない。

高知市本町四丁目１番４８号

一般財団法人こうち文化福祉振興財団

代表理事　野　中　秀　偉